

# 就労支援のあり方を考える有識者会議設置要綱

資料 1

30産労雇就第845号  
平成30年11月9日

## (設置の目的)

第1 全ての都民の就労を応援する新たな条例の制定を目指すにあたり、東京都における今後の就労支援のあり方について有識者との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、「就労支援のあり方を考える有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 東京都における今後の就労支援のあり方及び方向性に関すること
- (2) 就労について様々な要因から困難を抱える方への支援施策、事業者への支援施策に関すること
- (3) 東京都と他団体との協力や連携のあり方に関すること
- (4) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

## (委員等)

第3 会議は、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。

- 2 知事が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (委員の任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長)

第5 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (招集)

第6 会議は、知事が招集する。

## (幹事会)

第7 会議に、会議運営に係る各局の連絡調整等を行う幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成については、別途定める。
- 3 幹事会の長は、産業労働局雇用就業部長の職にある者をもって充てる。

## (事務局)

第8 会議の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部就業推進課とする。

## (その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。